

今回の熊本・大分地震で損害を被られた方々・事業所様には、心よりお見舞い申し上げます。  
雇用保険料率(本人負担分)が4月より0.5%→0.4%(建設業は0.6%→0.5%)に引き下げ!



「5年前の東日本大震災では、3407名の震災関連死(避難生活の疲労やストレス)の内、90%が高齢者…遠慮して体調不良を自分から言い出せない…」(4/21毎日)と報じられています。今回の熊本地震でも同じ事が起きています。阪神淡路大震災からも21年。国・行政は何を学び何の対策を取ってきたのか?…と専門家は疑問を呈します。(4/17朝のNHK日曜討論)最高裁は、体力

震災関連死と後見制度 **なぜ高齢者に被害集中?**

や知力が落ちてきた高齢者の財産管理を行う後見制度で、弁護士・司法書士ら「専門職」による財産着服等の不正が昨年1年間に37件確認され件数としては過去最高だった…と最近5年間の調査結果を公表しました。社会的弱者である高齢者が専門職を信頼して依頼したのにそれを欺くという行為は許されるものではありません。声を出せない高齢者はもっと 沢山いるはず。不祥事の事例集パンフを作成しました。是非参考にしてください。



「国交省の発注工事で元請業者の一次下請が社保未加入だったとして1カ月の指名停止と下請契約額10%の制裁金を課し、成績評定でも減点…」との報道がありました。(3/9付建設工業新聞)この工事は近畿地方整備局が発注した解体工事で建築Dランクの元請業者が3000万円程で受注し、その一次下請のとび土工業者が健保と厚年に未加入だった事が施工体制台帳の記載で分かったといひます。一年前に施行された改正入札契約適

下請業者の **10%制裁金** 施工体制台帳で足 社保未加入

正化法で全ての公共工事にこの台帳の作成・提出が義務付けられ、下請の社保加入状況の記載欄が…。下請業者はすぐに加入したとの事ですのでそこまで厳しくする必要があったのか疑問です。片や6年半にわたって長崎県と外郭団体の間で雇用主を約1カ月毎に切り替え、県の臨時職員の社保料負担を逃れたのでは?…との裁判事例も最近あり、行政機関の対応が気になります。



パンフ「成年後見等をめぐる弁護士・司法書士等による不祥事の数々」をHPに掲載!  
当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時にミーティングを行います。ご協力をお願いします。